

「富士川水系河川整備計画（変更原案）」に対する意見（400 文字）

①	氏名	
②	住所	（都道府県名）山梨県 （市区町村名）山梨市
意見該当箇所		③ ご意見
章	項	
		3 ページ 【河川工事】 河川工事について、現場に説明看板などが設置されておらず、地域住民からは「掘っている理由が分からない」「また川を荒らしている」「無駄な工事ばかりしている」「税金の無駄使いだ」と誤解される声も聞かれます。せつかくの整備工事ですから、クルマ移動の人からも目的や内容が一目でわかる大きな看板の設置と、現場近くを散歩する人ようにも現場の見学場所を作ることによって住民の理解と安心につながり、工事への協力や防災意識の向上にも結び付くと思います。
		106 ページ 【地球温暖化】 近年の地球温暖化による異常気象は、河川環境に深刻な影響を及ぼしています。 特に山梨県の峡東地域（山梨市・甲州市）は、笹子峠、切差方面、笛吹市方面、三富方面といった東西南北で気温変動が激しく、大気が不安定になりやすい特性があります。そのため、突発的で激しいゲリラ豪雨が、過去と比べて頻発するようになっています。 一方で、「防災速報アプリ」などにより降雨予測は分単位で把握できるようになってきています。国土交通省による専用アプリで河川状況やシミュレーションの状況を公開していただければ、住民がより多角的に情報を得られ、防災行動につながられるように感じます。 ※現状のホームページを開き参照は、理解しづらいです。

		106 ページ 【地球温暖化】 現在の地球温暖化により、今後の気温上昇は避けられないと予測されています。IPCC の報告では 21 世紀末までに世界の平均気温が最大 4.4℃ 上昇、日本の気象庁の予測でも 2.6～4.3℃ の上昇が示されています。実際に山梨県でも 35℃ を超える猛暑日が年々増え、2025 年には大月市で 39.3℃ が観測されました。こうした変化は、気温上昇に伴うゲリラ豪雨による河川増水や氾濫、水温上昇による水質の悪化、生態系の変化に直結すると考えます。河川整備においても気温上昇シナリオを取り入れた総合的なシミュレーションに加え、具体的な数値を明記することで将来を見通すための一定の目安となるはずです。変更案にもぜひ明記をしたらどうでしょうか？
		106 ページ 【地球温暖化】 過去 30 年前と比べ、現在は気温上昇が明確となり、未来の 30 年後にはさらに厳しい環境が予想されます。現在の地球温暖化現象において、温度を下げて昔の気候に戻すことは困難であり、むしろ最悪のシナリオを想定して備えることこそが最大の防御になると感じます。ここ数年の日本各地での豪雨災害や猛暑災害の状況を見ても、異常気象はもはや例外ではなく日常的に起こり得るものとなっています。こうした変化は河川環境にも大きな影響を及ぼしており、身近な河川内に自生している植物や生き物が減少していることも実感されます。河川整備や環境保全にあたっては、過去と現在の変化を踏まえ、未来の気候シナリオを取り入れた総合的な対策を進める必要があると思います。

		119 ページ 【代表区間】 粗石沈床（そせきちんしょう）は、大きな石を川底に沈めて並べることで流れを弱め、川底の洗掘を防ぐ伝統工法です。その目的は、川底の浸食を防ぐ、流速をコントロールする、魚や水生生物のすみかをつくることにあります。一般には「魚道設計の一部」など限定的に用いられていますが、「多自然川づくり」の理念から再評価される場面もあります。粗石沈床は昔ながらの知恵でありながら、生態系に優しい工法で、地域の自然や文化と深く結びついてきました。ただし洪水時の強度や維持管理の面から現代の河川工事では使われにくいのが現状です。そこで「代表区間」の整備にあたっては、最新の技術とあわせて、このような伝統的手法も一部取り入れることを検討していただきたいです。生物多様性を守ると同時に、川と人との長い歴史を後世に伝える大切な役割を果たすと思います。
		123 ページ 【ミナミメダカ】 私の勉強不足かもしれませんが、ミナミメダカと記載されている部分について。メダカの好む場所は、流れの穏やかな小川や水路、田んぼの用水路や池などの静かな水域です。川の本流のような速い流れには生息できません。特に水深 30cm 前後の浅く日当たりの良い場所を好み、太陽光によって水草が育つ環境が最適です。水草は卵を産みつける場所であり、同時に稚魚の隠れ家となるため、生息に不可欠です。また、メダカは透明度のあるきれいな水を必要とし、富栄養化や濁った環境では生きることができません。まとめると、メダカは「流れが穏やかで浅く、水草があり、きれいな水」を好む生物であり、そのため生息地は河川本流ではなく、支流や農業用水路に限られていると思います。仮に小さな稚魚がいたとしたならば「オイカワ」の稚魚かもしれません…

「富士川水系河川整備計画（変更原案）」に対する意見（200 文字）

④	氏名	■■■■■
⑤	住所	（都道府県名）山梨県 （市区町村名）山梨市
意見該当箇所		⑥ ご意見 意見毎にできるだけ 200 字以内で記載してください
章	項	
		33 ページ 【洪水】 過去の洪水被害の記録を計画に追記されたことは大変有意義です。これを単なる歴史資料にせず、防災教育に活かして地域に伝えていく仕組みを計画に盛り込んでいただきたいと思います。
		42 ページ 【正常流量】 正常流量を具体的に示していただいたことは大きな進歩です。農業や漁業の持続と生態系保全の両立のため、モニタリングを継続的に実施し、流量の調整に柔軟性を持たせていただきたいと思います。
		61 ページ 【富士川河川整備計画】 富士川流域の豊かな自然環境は子どもたちへの贈り物です。外来種対策を進めると同時に、地域住民や学校と連携して「川の学びの場」を増やし、自然を守る意識を育ててほしいです。
		67 ページ 【渇水や瀬切れ】 渇水や瀬切れによる生態系への影響について具体的に記載いただいた点を評価します。今後は、魚類や水生昆虫の保全と合わせ、漁業者や市民団体と協働できる体制づくりを進めていただけると幸いです。
		119 ページ 【代表区間】 富士川の整備にあたり、「代表区間」の設定による自然環境の回復は大変重要だと思います。魚や鳥が戻

		り、生態系が豊かになることを期待しています。また、治水と環境の両立を進めると同時に、地域住民が親しみやすい河川空間づくりにも力を入れていただきたいです。学習や観光に活用できる川となれば、地域全体の魅力向上につながると考えます。
		119 ページ 【代表区間】 「代表区間」を設定の際には、ぜひ整備工事の際には、地域の自然観察団体や市民の意見を取り入れ、環境と治水の両立を地域に開かれた形で実現してください。
		119 ページ 【水質】 河川環境区分ごとに自然環境を整理するにあたり、オイカワ：澄んだ流れを好み群れで泳ぐ魚、カジカ：きれいな水を指標する魚で石の下に隠れて生息します。こうした身近な生物の生息環境を守ることは、地域の誇りや文化を支えることにつながります。今後、具体的な保全策をぜひお願いしたいと思います。
		194 ページ 【河川敷】 河川敷の整備は、防災だけでなく住民の憩いの場ともなります。水辺拠点や親水空間を整備し、住民が川に親しみを持つことが、防災意識と自然保全の両立につながると考えます。
		198 ページ 【気候変動】 気候変動による洪水リスクの増大に対応するための見直しを評価いたします。その上で、避難計画や地域の防災訓練と連動する施策を進め、計画が住民の日常生活に活かされるよう望みます。

意見提出様式
「富士川水系河川整備計画（変更原案）」

① 氏名	
② 住所	
意見該当箇所	
👉	頁
2. 河川整備の現状と課題	82

」に対する意見

(都道府県名) 山梨県南アルプス市 (市区町村名) 南アルプス市
③ ご意見 (意見毎にできるだけ 200 字以内で記載してください) 植生や水生生物などの現状と課題が記載されていますが、野生動物の対策なども考慮してほしいと感じております。環境省が主体となる課題ではありますが、近年山の野生動物（鹿、サル、熊、狸等）が街に現れ社会問題となっています。河川は野生動物が街と山を行き来するバイパスのような通行帯となります。家や道路があれば動物の行動は一旦制限を受けますが、河川を利用すれば山のエリアから街まで進めることが容易となります。わたくしも川中を走る鹿の群れを何度か確認しました。もはや車や電車と衝突する野生動物は日常茶飯事な出来事となっていますが、河川敷内を野生動物が頻繁に往来するようになると市民生活への大きな影響が心配されます。人命だけでなく動物保護、治水、利水等様々な視点から段階的な規制が必須でありましょう。。

「富士川水系河川整備計画（変更原案）」に対する意見

① 氏名		■■■■■
② 住所		(都道府県名) 山梨県 (市区町村名) 甲府市
意見該当箇所		③ ご意見
頁	行	(意見毎にできるだけ 200 字以内で記載してください)
18	10	河川環境整備事業により、水辺まで近づけ・ふれあえる場所が確保できたとして、現行計画の「自然豊かな富士川へのアクセス不足」が削除されています。
29	2	特にアユの釣り人は道具が多いため、通常水辺までのアプローチは車により行いますが、ここ数年までの間に富士川の殆どの進入口に国交省により柵が設置され、以前と異なり徒歩で河原を長距離歩き水辺までアプローチしなければならない状況になりました。
44	23	他の直轄河川でここまで乗り入れ規制をしている河川は殆どないと思われますし、更に河川敷が広い富士川本流は、釣り人にとって近づき難く、ふれあい辛い状況になったと認識しています。
		加えて、毎年開催される「漁業・公共事業連絡会議」において、過去何度もアクセス不足解消の要望が行われてきているが、「不法投棄回避の関係上設置している」との回答で、改善が図られていません。
		これらのことから、内水面漁業関係者としては、この課題が解消したとの認識はなく、項目を削除することには反対です。
27	15	「連続性を確保」が課題として記載されているが、具体的何をさしているのか、これでは一般住民には分かりません。
		現行計画で指摘されている、河川横断工作物の魚道機能不全又は未設置による障害が、平成 18 年以降に大きく改善された事実は認められておらず、現在でも明らかに魚類の遡上を阻害し、河川生態系に影響を与えています。
		これらのことから、河川横断工作物の課題については削除せず、引き続き記載すべきです。

31	9	堆積土砂の撤去に関する記載が、これ以後数カ所あります。 河積確保のための土砂撤去については、治水上必要な対処であります。堆積土砂をそのまま撤去すると、河床のアーマー層がなくなり粒径組成が変化し、河川性状や瀬淵構造が変わってくるのが近年明らかになってきています。
42	11-12	また、富士川は土砂生産量も多いのですが、川砂利の採取量が 144 万 m³メートルと全国 1 位（22.0%）で、砂利や砂を除く玉石と玉砕の採取量は全国の
47	16-	78.9%（105 万 m³）と、毎年霞が関ビル 2 杯分の玉石が川から持ち出され、二度と戻らない状況となっています。
56	7-9	これ以上現在の河床環境を改変させないためには、河積確保のための土砂撤去及び砂利採取において「粒径組成が変わらないよう、配意する」、「玉石の保全に努める」等、治水安全度向上と共に河川環境の保全を目指すことの記載を追加すべきです。
33	9-10	「濁水の長期化」が課題としてあげられているが、その後の 4.目標や 6.留意事項等では全く触れられていません。課題は解決していないので記載の必要があると考えます。
39	12	「創出」の文字がこれ以降 33 箇所に記載されています。創出とは「新たに作り出す」の意で、都市河川で河川敷を公園河川利用する等、従前にはない環境を人為的に作り出す場合に用います。しかし、富士川における本計画の趣旨は、環境の「保全」又は「復元」であることから考え、「創出」は不適當であり、文言を修正すべきです。 他の整備計画との整合性から修正しない場合であっても、「創出」を用いるのであれば、新たな環境は新たな外来生物の定着を誘発する可能性が高いことを踏まえ、その配慮について記すべきです。
44	19	今回の変更で新たに環境に関する定量目標が定められたことは、賞賛に値します。 ただし、下流部の礫河原のみの設定であり、今後さらに各種環境項目の定量目標を各流域で設定していただくことが望まれます。 また、水生生物において、どの程度生息が可能かという環境収容力は、その水面積や流量に比例しています。 5.2.2 で別途記載されていますが、最大で流量の 96.2%が取水される富士川の環境改善は、一義的には本来の河川流量の復元であることを再認識していただいた上で、維持流量の確保に努められることを期待しています。

47	16－	河道掘削について「良好な河川環境の保全と創出」と抽象的に記載されているが、水生生物の生息環境保全のためには、①流路に触れない施工、②石を持ち出さないことが最重要です。 このため河道掘削は、河原の掘削や額縁掘削が望ましく、流路を含めた掘削は既存環境を破壊するため避けるべきです。万一流路の掘削を行う場合でも、河床表面のアーマー層や玉石を一時保管後に再投入し、環境復元をすることが望ましいと考えます。 このことから河川環境保全のためにとの抽象的な記載ではなく「流路形状の保全と掘削による玉石搬出の抑制」を記載するべきです。
51 66	10 13	情報網整備についての記載の中で、情報の伝達先を関係機関としているが、情報の種類によっては一般住民への公開を進めるべきと考えるが如何か。
70	14-15	文中で「水利権の更新時には、水利の実態に合わせた見直しを適正に行う。」と記載されているが、水利使用許可を行う河川管理者としては「河川整備基本方針で定められた流水の正常な機能の維持を図るため、利用の適正化を図る」ことが、整備計画の基本方針であると考えますので、「水利の実態に合わせた」の文言の記載については検討すべき必要があります。
70	18-19	ステークホルダーの一番の関心事である、維持流量及びその中期目標を何時までにどの程度達成するのかが明記されていません。 記載について困難であることは承知していますが、記載の有無の関わらず、積極的な取り組みを推進することが、富士川の河川管理者の責務と考えますので、確実に対処することをお願いしたい。
		流路に関わる施工に関し、濁水発生の防止について、何ら触れられていません。 過去にも富士川本流の砂利採取において、他の河川では考えられない、直接流路を掘削するような事象が発生しています。 このため、整備計画上でも「良好な環境の保全」という抽象的な表現に加え「施工に伴う濁水発生の抑止に努める」等の記載がないと、関係者としては非常に不安です。

「富士川水系河川整備計画（変更原案）」に対する意見

① 氏名		■■■■■
② 住所		(都道府県名) 山梨県 (市区町村名) 甲府市■■■■■
意見該当箇所		③ ご意見
章	頁	(意見毎にできるだけ 200 字以内で記載してください)
2	P-11L-12	「山梨県内では死傷者224人、流域全体では、家屋の・・・」となっていますが、富士川の整備計画ですから死傷数も富士川流域に特化した数にした方がよいのではないのでしょうか。そして「流域全体で家屋の」から後の文章は流域に特化してしているのですから、文章の脈絡もよいのではないのでしょうか。※この時の死者行方不明者の多くは、西湖周辺の足和田村の人と記憶しています。
1	P4 L-4～25	「図-4 富士川流域の地質」ですが、「糸魚川～静岡構造線は長方形の囲みで表示されていますが、身延あたりでは分岐する「破線」には断層名が表示されていません。特に理由がなければ表示した方がよいのではないのでしょうか。
2	R24 L-3～4 L-6～7間の 図	「取水された発電用水は、富士川に戻されることなく駿河湾に直接放流されており」となっていますが、図で見ると放水路があり、現地も図のようになっています。この放水路の延長は短いですが、自由水面は存在しています。つまり、発電用水は直接に駿河湾へ流入しているわけではありません。図に合わせた表現に文章をしておくべきではないのでしょうか、そうしないと、この放水路から取水している静岡市方面や富士市方面に向けての工業用水の「水利権」の問題に関わってくると考えるからです。発電用水が直接駿河湾に記入するとすれば、「水利権」を許可することができなくなるのではないのでしょうか。
2	R25 L-19 L2～23	19行では「河道幅が広いものの流路幅は狭く瀬が連続し、明瞭な淵が少ない。」 22～23行では「水域では、瀬や淵が形成され」と記述されている。「淵」についての説明に違和感がありますので御検討いただきたいと思います。

【留意事項等】

意見提出様式については、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」に則り、「富士川水系河川整備計画（変更原案）」に対する意見聴取、統計処理のみに使用し、いただいた意見を使用する場合にも個人が特定出来ないように加工して使用します。

「富士川水系河川整備計画（変更原案）」意見募集 事務局宛

差出人

日付 2025/09/29 (月) 10:50

宛先 甲府河川国道事務所計画課 広報用 <ktr-koho-koufu@mlit.go.jp>

山梨県南巨摩郡早川町

41ページの維持流量についての意見

「いち早い維持流量の履行を希望します！」

維持流量そのものは、これからも時代や世情に鑑みて、常に検証され続けなければならないということは言うまでもありません。『富士川における維持流量の設定及び今後の河川管理についてのお知らせ』（https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000853772.pdf）の中でも、今後も設定した維持流量の適正性を確認するため定期的にモニタリングを実施していく旨が明記されています。富士川の河川環境が好ましい状況でないことが明らかな今、この度決定された維持流量の、いち早い履行を強く希望します。

私たちの要望は、水利権により担保された水利流量の強制的な削減を求めるものではありません。円卓につく善良な市民であり続けたいと思っています。早急にかなわない要望であるのならば、はっきりと維持流量の履行日時を明言して頂きたいお願い申し上げます。

~~~~~

## 「富士川水系河川整備計画（変更原案）」に対する意見

|        |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 氏名   |    | ■■■■■                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| ② 住所   |    | (都道府県名) 山梨県<br>(市区町村名) 甲府市                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 意見該当箇所 |    | ③ ご意見                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 章      | 頁  | (意見毎にできるだけ 200 字以内で記載してください)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 4.2    | 41 | <p>富士川で設定された維持流量の問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 維持流量は正常流量検討の手引き（案）（2007 改定）に基づき設定運用されることが慣例となっていますが、この手引き自体が大変古い考え方に基づいており、これに従うことの問題が各所で指摘されています。現在は、自然の流量変動（規模、頻度、タイミング、継続時間など）を考慮することが重要で最小流量を流すだけでは、流水の機能維持には不十分であると認識されています。</li> <li>➤ 維持流量の目安は、原則 10 ヶ年 1 位相当の渇水時において維持できるよう計画されてきた経緯があり、かつては、建設省の発電ガイドライン（1988）での目安として比流量 <math>0.1-0.3 \text{ m}^3/100\text{km}^2</math> に設定されていました。しか、この比流量では瀬切れが生じることもあり、問題が指摘されてきました。現在設定されている維持流量の全国平均値（100 の一級水系）は <math>0.7 \text{ m}^3/100\text{km}^2</math> であり、おおむね魚類の体高等から判断しているケースが多く、この数値でも不十分であると考えられています。</li> <li>➤ 現状の富士川・甲府盆地最下流（清水端）の流況は、豊水流量 <math>34-108\text{m}^3/\text{s}</math>（95th）、平水流量 <math>29-78\text{m}^3/\text{s}</math>（185th）、低水流量 <math>25-57\text{m}^3/\text{s}</math>（275th）、渇水流量 <math>12-34\text{m}^3/\text{s}</math>（355th）であり、ここから渇水時比流量を計算すると <math>0.55-1.56 \text{ m}^3/\text{s}/100\text{km}^2</math> となります。今回、設定された十島堰下流区間の維持流量の設定値は周年 <math>8.8 \text{ m}^3/\text{s}</math> であり、比流量に換算すると <math>0.24 \text{ m}^3/100\text{km}^2</math> となり、大変少ない値です（上流・清水端の渇水時比流量の <math>1/2</math> から <math>1/6</math> 以下、全国平均の <math>1/3</math> しかない）。清水端の渇水時比流量を参考にすると、十島堰下流では、最低でも <math>20-58 \text{ m}^3/\text{s}</math> の水を流す必要があると考えます。</li> <li>➤ 同様に、早川に設定された維持流量も <math>0.3\text{m}^3/\text{s}</math> と大変少なく、比流量に換算すると <math>0.06 \text{ m}^3/100\text{km}^2</math> しか流れていません。</li> <li>➤ 維持流量とは、流水の健全性と機能を維持するのに必要な流量であり、渇水時において維持すべき最低限のラインであります。十島堰下流と塩之沢堰下流では最小流量すら達成できていない状況が常態化しており、河川の機能がすでに維持できていない状況となっている点も大変大きな問題です。</li> <li>➤ また、中期目標という不明瞭な目標値も設定されており、維持流量よりさらに低い数値を設けて河川環境に影響を与え続けています。</li> <li>➤ 現行の維持流量の算出方法は、大きな問題点をはらんでいると考えます。流量算定の根拠となっている魚類についてみても、産卵や移動だけでなく、生活史や季節、魚種によって多様な生息空間を利用する特性があり、渇水時の必要水深（産卵場の必要水深と流速や体高の二倍から推定）から算出することは科学</li> </ul> |

|  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|--|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  |  | <p>的に妥当ではありません。とくに、川の生態系サイズ（面積や体積）は個体群の多寡を決めるきわめて重要な要素であります。富士川の生態系サイズは大幅に縮小しており、個体群縮小と生物多様性および生態系サービスへの影響が懸念されます。</p> <p>➤ 富士川の維持流量（設定値）の異常な低さは、H-Q 式の算出方法にも原因があると考えています。一部の季節に限って得られた 3 回程度の流量観測データをもとに、流量 Q と水深 H および流速 V との関係式を導出し、そこから魚類個体群の維持に必要な水深や流速を満たす最低流量を推定しています。しかしながら、非線形な回帰式を 3 回程度の観測データにフィットさせ、さらに観測値の範囲外の流量を推定するという、きわめて不確実性の高い手法が採用されています。また、推定値の精度（標準誤差や信頼区間など）についても評価がなされておらず、科学的に妥当な手法とは言えません。</p> <p>➤ 観測を行った地点も問題と考えます。代表的な瀬の水深をもとに必要な流量を算出しているようですが、通常、水位変動によって川幅が大きく変化する礫河原の瀬で H-Q 式を推定することはありません。流量の変動に対して、水位が大きく変化しないためです（川幅が変化するため）。このため、ごくわずかな水位計測の誤差も大きな流量推定の不確実性につながります。評価対象魚種（アユなど）の主な生息地として瀬が選定されたものと思われますが、瀬で評価をするのであれば、少なくとも周年のモニタリングにより様々な流況下で観測を行い、十分に信頼性の高いデータをもとに最低流量の計算を行うべきと考えます（推定値の不確実性についても示す必要あり）。富士川の維持流量というきわめて重要な目標値の算出に、このような不確実性の高い方法が採用されていることは、大きな問題であると考えます。</p> <p>➤ 本河川整備計画では、設定流量の見直しを行うための仕組みやモニタリングの詳細について記載されておらず、どのように正常流量および維持流量の再検討をしていくのか情報が不足しています。</p> <p>➤ 一部の有識者の意見だけでなく、流域に関わるあらゆるステークホルダーが円卓につき、オープンな場で熟議しながら、正常流量および維持流量について合意形成を諮る必要があると考えます。</p> |
|--|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 「富士川水系河川整備計画」についての意見

- ①氏名 [REDACTED]  
②住所 静岡県富士宮市 [REDACTED]  
③意見

第1章 富士川の概要 p 2 行 7

- 意見 第2 東名高速道路を入れてほしいです

第2章 河川整備の現状と課題 p39 行 13～15 p41 行 7～10

- 意見 発電所の取水量が多く、夏季や渇水に河川水位が著しく低下している現状がある。発電用取水の流量を調製し、一定の維持流量を確保する明確な数値目標や計画に入れ込むべき

(2) 気候変動適応策の推進 p 34 行 16 行～p35 行 6 まで

- 意見 降雨量の増加ばかりを記載してありますが、気候変動はそれに加えて渇水期の河川流量減少リスクも対応した計画を盛り込んでほしい。

(3) 南海トラフ地震等の大規模地震 p35 行 8～p36 行 11 まで

- 意見 日軽金による導水管が山中を通っている。地震が来るとこの導水管がずれて山から水を吹き出すリスクがある。複合災害としてこのリスクは載せるべき。

(3) 河川利用 p44 行 22～p 45 行 2 まで p54 行 1 I も

- 意見 人と河川とのふれあい・河川空間利用となっているが、実際は水位が低すぎて川遊びができない日が増えているため、観光や地域レクリエーションへの悪影響を防ぐための水量確保をお願いしたい。

5, 2, 2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 p70 行 13～

- 意見 必要な流量の確保に向けて取り組みを行っていくと書いてあるが、一刻も早く下流域に必要な水を流してほしい。取水規制もして補償放流などの措置を講じることを求めます。

6.3 地域住民、関係機関との連携・協働 p74 行 23～26

- 意見 発電事業者と流域住民が意見交換する場を定期的に設ける事。取水状況や河川流量とリアルタイムで公開する仕組みを構築する事を盛り込んでほしい。

## ※追伸

[REDACTED] にあり、思考深く取り組めませんでしたが、取り急ぎ書き連ねました。

私達富士宮市民にとって富士川はとても暮らしと直結している川です。

昨今の水量が少なくなってしまったことに地元住民はとても心を痛めています。

水は命そのものです。

どうか、下流域にも目を向けていただき、昔の富士川のようになれるようにご尽力をお願いします。

再生可能エネルギーの水力発電を否定するものではありませんが、魚が住めなくなったり、住民が川と触れ合うこともできなくなったら本末転倒です。ここからよろしくお願いします。

令和 7 年 9 月 29 日

国土交通省関東地方整備局  
甲府河川国道事務所長 殿

富士川水系河川整備計画の変更に対する意見について（通知）

貴職におかれましては、時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。  
また、平素から、[REDACTED]の事業にご協力いただき、有り難うございます。  
このことについて、次のとおり意見しますので、よろしく取り計らい願います。

① 氏名： [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

② 住所：山梨県南巨摩郡身延町

③ 意見

○ 41 ページ、70 ページ「維持流量について」

貴職も認識しているとおり塩ノ沢堰堤から下流は、富士川河川整備基本方針で定めた維持流量に対し、現況流量が著しく不足しています。このため、水利権更新時や中期目標に囚われることなく、整備基本方針で定められた維持流量を確保するよう、水利使用者との協議を早急に進めていただきたい。

○ 18 ページ「安心して水辺まで近づける場所や、水辺とふれあえる場所が不足」

車による釣り人の水辺までのアプローチは河川管理者により設置されたポールにより大幅に制限されています。施設整備によりアクセス不足が解消されていると表現となっていますが、問題は解決していないため今後も引き続き改善に努めていただきたい。





【警告：フリーメールからの発信です。】「富士川水系河川整備計画（変更原案）」意見募集 事務局宛

差出人

日付 2025/09/29 (月) 16:53

宛先 甲府河川国道事務所計画課 広報用 <ktr-koho-koufu@mlit.go.jp>

事務局担当者様

日頃より河川行政運営にご尽力いただき有難うございます。

①氏名

②住所 静岡県 富士宮市

③意見該当箇所

2.2 24頁

42年前より「河川の維持に必要な流量を著しく確保できていない状況であり」一刻も早く流量を確保するべきだと考えます。

2.4 34頁

各堰に取水量と下流放流量をリアルタイムで流域住民が確認出来る電光掲示板の設置があると良いと思う。

4.2 41頁

記載されている維持流量を一刻も早く川に戻すと共に、早期に正常流量を決定し実施に向けたタイムスケジュールを公表して欲しい。

4.3 44頁、5.1.3 51頁

富士川らしさでイメージ出来るのは、尺アユや日本三大急流というワードだと思うので、富士川らしさを取り戻すと共に、観光や教育といった側面から富士川にはこれからの地域振興を担う存在であって欲しい。

5.1.2 51頁

関係機関が集まり、富士川の未来に向けた前向きな話し合いの場が必要だと思う。

5.2.1 (5) 61頁

流出したテトラポット等のコンクリート構造物が各所に点在しており、そこに流木等が引っ掛かる事でストレーナーとなり人命を奪うリスクがある。河川内の危険物は速やかに撤去すべきだと考える。

5.2.1 (7) 61頁

ラフティング事業者は活動区間の地理や流れを日頃から観察しており、一定の救助技術や捜索技術を有しているので、有事の際は消防・警察と連携し素早い対応が出来るよう、年に一回でも合同訓練の機会があると良いと思う。

5.2.2 70頁

急速に変化する時勢に合わせ、水利権の更新期限を短縮すると共に、関係機関がお互いを尊重しながらオープンな話し合いの

機会を確保していただきたい。

5.2.3 (4) (6) 73頁

6.3 75頁

ラフティング事業者組合が河川協力団体となり、観光・環境教育・河川美化・災害救助支援等に於いて、行政との連携を強化し

富士川の健全な発展の一助になる事を望みます。

██████████

[REDACTED]



---

【警告：フリーメールからの発信です。】富士川水系河川整備計画（変更原案）」意見募集 事務局宛

---

差出人

日付 2025/09/29 (月) 17:19

宛先 甲府河川国道事務所計画課 広報用 <ktr-koho-koufu@mlit.go.jp>

静岡県富士宮市

意見箇所4.2

維持流量が明らかに少なすぎる。

腐敗した水が止まり悪臭が漂う。

地域住民にとっては不利益以外何もない。

県外ましてや海外からの訪ねてくれた人に対して恥でしかない。

早急に改善し豊かな流れを取り戻すべき。

[Outlook for iOS](#) を入手